

政教分離

いま創価学会とオウム真理教をめぐる、 すべての「宗教法人論議」を考える！

「信教の自由」とは何か？「政教分離の原則」はなぜ生まれたのか？「宗教が法を破ることは許されるのか？」

——宗教法人にいま問われていることを、徹底分析する！

橋爪大三郎 (東京工業大学助教授) インタビュー 橋成 福田ますみ (ルポライター)

日本国憲法第二〇条にも政教分離の原則が規定されているので、私たちは、政治と宗教は分離しているのが当たり前というふうに考えています。

ところが、世界史を振り返ってみると、この考え方は常識でもなんでもなく、かなり特異な考え方だということがわかります。歴史上では、政治と宗教は一致しているべきだとする考え方のほうがむしろ主流で、現在でも大きな影響力を持っていると考え、て間違いないでしょう。

政教一致型社会の起源とは？

では、歴史的に見て、宗教と政治の関係はどのようなものだったのでしょうか。

まず、頭に浮かぶのがユダヤ教です。ユダヤ教には、律法(ユダヤ教を信じる人びとの従う生活規範のこと、要するに「法律」という意味)というものがあって、これは宗教法であると同時に世俗法でもあった。つまり、民法とか商法とか、刑事訴訟法にあたる法律をすべて「神」が与えたものと考えられる

です。譬えて言うと、古事記や日本書紀に民法・商法などが載っているようなもの。ちなみに、イスラム教もユダヤ教と似たようなシステムをとっています。こんな宗教が行き渡っている国では、世俗の「王」が政治を司る場合でも、あくまで拠って立つのは宗教法ですから、この宗教法に違反するといかに「王」といえども王とは認められなくなる。こういう宗教至上主義、政教一致型社会こそ一神教のスタンダード(標準型)だと言えます。次に、キリスト教が長い間支配原理だっ

た西欧社会の場合はどうか？ これも原則的には、政教一致型社会です。なぜかと言うと、キリスト教では、世界はやがて終末を迎えることになっている。その際、天から再びイエス・キリストが降臨してきて我々を裁き、救われた者だけで神の王国を創る。その神の王国では、宗教的なりーダーであるイエス・キリストが「国王」を兼ねて、人びとを統治する。つまり、その根本は政教一致なのです。

これがキリスト教の理想世界ですが、現実には世俗の「国王」の支配に従わざるを得ない。この「国王」は、ローマ皇帝だったり、ゲルマンの王様だったりするのですが、異教徒だったりもするわけです。でもパウロの教えによって、キリスト教徒はこうした異教徒の支配者にも従わなければならない。彼らがつくった教会は、キリスト教徒が一堂に会して、最後の審判の日が来るように祈る場所でしたが、この教会と「国王」とは、初めは何の関係もなく、それぞれ別個の存在だった。初期のキリスト教社会は、世俗社会や国王と無関係な地下組織だったのです。

ところが、その後ローマ帝国は、キリスト教を公認し、国教にします。皇帝はクリスチャンであり、教会の指導者(教皇)と帝国の統治者(皇帝)の権威が一致して、事実上の政教一致型社会が地上に実現してしま

宗教戦争がもたらした 政教分離というコンセンサス

そのあと、ローマ帝国は東西に分離するのですが、東ローマ帝国はこの皇帝と教皇主義をそのまま踏襲し、ビザンツ教会では、皇帝が教会の指揮をとっていました。ですから、ギリシャ正教の影響を受けた東ヨーロッパでは、政教分離という考え方は希薄

なものです。ところが、西ローマ帝国の状況はこれとは異なっていた。すぐ滅んでしまった西ローマ帝国に代わって世俗の「国王」は、教会を庇護するスポンサーの役目を果たし、教会はその保護を得ようとした。強大で財力もある、教会にとって都合のよいスポンサー、すなわち「国王」を探し出すことは、教会にとって急務だったのです。国王には

国王の、教会には教会の、打算も利害もある。その両者が妥協することで政教分離がやっとなんて実現していたのが実情です。時代が下がって、宗教改革の頃になると、ひとつのはずだったローマ教会は新教と旧教に分裂し、新教にもさまざまな宗派が現れます。「神」はただ一人なのにもかかわらず、教義、解釈の違う教会がいくつもできてしまった。そして互いに相手を異端と決めつけ、主導権争いが始まったのです。

さらに話をややこしくしたのが、おせっかいな世俗の「国王」たちです。彼らがかんてに、こっちは教会こそが正統だ、いやこっちはだなんて言うものだから、そのた

びに相手方に攻め込んでその領地をぶんどったり、果ては国をあげての大戦争に発展したのです。こうして血で血を洗う宗教戦争が百年あまりも続くのですが、さすがに民衆はこれに懲りた。以来、西欧社会では「国王」(あるいは国家・世俗権力)は特定の教会を保護することはやめましようという、キリスト教徒全体のコンセンサスが生まれ、それがそのまま西欧社会の共通理解となったの



るようになりました。戦国時代から江戸時代にかけて、寺社勢力（つまり宗教勢力）は徹底的に弾圧されます。有名なものは信長の比叡山焼討ちや一向宗の弾圧でしょう。武士階級が所領を完全に掌握すると、仏教はその特権性を失い、時の世俗権力に完全に従わざるをえない状況になるのです。江戸幕府は、キリシタン弾圧にこと寄せ

て、仏教の管理に着手、檀家制度を敷きます。宗教を国家の管理下に置くことは、武士の政権が誕生するために絶対不可欠の政策だったのです。結局、布教活動すら禁止された仏教は急速に形骸化し、僧侶は葬式など単なるセレモニーを行なうだけの存在になったのです。そもそも政教分離は、宗教を信じる自由

もともと日本には、信教の自由、政教分離の考え方はなかった

江戸幕府が倒れ明治時代に入ると、政府は、日本にも信教の自由があるという体裁をとることに努めます。貿易を活発化し経済力を高めるためには、欧米列強の手前、キリスト教に布教の自由を認めるといふポーズが絶対必要だったのです。欧米から見れば、布教の自由のない国などは野蛮国に決まっています。けれども、下手に自由化してキリスト教徒が増えても困る。ここに明治政府のジレンマがありました。

明治初期、廃仏毀釈が起って仏教離れが進んだのですが、それが行きすぎてキリスト教徒が増えたらいけないので、ブレーキがかかりました。そして仏教も、ある程度地位を回復した

です。

ただし現実には、その通りすんなりとはいきませんでした。イギリスでは清教徒革命、名譽革命、フランスでは「ナントの勅令廃棄」などいろいろゴタゴタが続きます。こうした戦争に倦み疲れた人びとが宗教上の新天地を求めてアメリカに渡り、植民地ごとにさまざまな教会を組織します。

そして彼らは、ヨーロッパみたいな宗教戦争の二の舞はもうごめんだという教訓から、アメリカ合衆国が誕生したとき、憲法に信仰の自由、結社の自由、表現の自由をはっきり謳った。これがとりもなおさず、権力者である大統領個人がどんな信仰を持っているようにとも、西欧の「国王」とは違って、政治に宗教を反映させない、宗教と政治をまったく切り離すという、現在の政教分離の基本原則の雛形になったのです。

国家と仏教の持ちつ持たれつ、共存共栄システム

以上が近代国家の政教分離の原則なのですが、厳密に言えば、これは西欧キリスト教文化圏でこそ生まれた理念であって、仏

教の場合はまったくそれとは異なります。仏教はそもそも、出家して悟りを開こうとするのが目的ですから、世俗には、いわんや政治などには関心を持たない、持つてはいけないというのが大原則なのです。不幸にして関心を持ったら、それは「業」と呼ばれて、そこから解脱すべきとされる。

これが仏教本来の姿だったのですが、仏教がインドから中国に伝来すると、世俗化して変質してしまいます。当時の中国では、仏教というのは現代でいう科学と同じ、最先進思想でした。僧侶は建築、薬学、天文学などの知識を備えた、最先端の科学者だったのです。当然、国家としては、彼らの知識を国のために役立ててほしいと願う。そこで、国家のために働いてくれるなら、あなたがたの生活は国家が保証しましょうという取引が、僧侶との間で成立するので、こうして国営仏教が誕生しました。

要するに、国家から見れば仏教は、政治を安定させる道具の一つである。現実世界にとつて有用であるという理由で、仏教を正当化し容認していったのです。一方、仏教の側からすれば、一般民衆を現世の苦し

みや悩みから救済すること、言い換えるなら、仏の慈悲をこの世に実現することが大切だ。国家政府と手分けをし、手助けして、少しでも人民の苦難を救うことができれば、それはそれでけっこうなことではないか、と考えるわけです。

こうした国家と仏教の持ちつ持たれつ、一種の共存共栄システムは、日本へも中国から入ってきます。ただ日本の場合、中国と違って官僚制がきちんと成立しなかったために、僧侶が何かというと政治に口出しすることもできませんでした。たとえば寺社領も全国の荘園のかなりの部分を占め、農業はもとより、政治、経済、文化のなかに仏教が深く浸透していく。これが平安時代の権門体制（天皇家や摂関家公家、あるいは寺社などの複数の権門的勢力の相互補完的・競合関係の上に成り立っている日本中世の国家支配機構）です。貴族でも、政治に向かない者や次男三男が、適当な領地をもらい寺に送り込まれ、高級僧侶になれる時代だったのです。

その後、武士階級が台頭し、貴族の荘園や寺社領をだいに奪って自分の領土にす

のですが、クローズアップされることになったのが神道です。天皇を頂点に戴く一枚岩の国家体制を作るには、神道を利用するのがいちばん早道だと明治政府は考えました。

ただし難問は、檀家制度でした。江戸幕府の作った檀家制度は、日本人を全員仏教徒として登録していたのです。これをそのままにして、神道を広めるにはどうしたらよいか。悩んだ末に政府は一計を案じ、神道は宗教でないと定義することにしました。神道は日常に密着した風俗・習慣・儀式なので、宗教とは言えない。他の宗教（仏教やキリスト教）を信じていようと構わないから、国民は残らず神道に従うべきである。

こうして、国家神道が実現してしまった。もし神道が宗教であれば、国家が神道を強制することはできないし、靖国神社の国家護持もできない。だから、どうしても神道は宗教でないと言う必要がありました。なんと乱暴な論法ですが、これが政府の政策だったから、表立って反対することは非常に難しかった。宗教的な信念を貫き、政

府を敵に回して徹底的に闘い抜いた宗教人は数えるほどしかいなかった。大本教の出口王仁三郎、創価学会の牧口常三郎、灯台社の明石順三をはじめ、きわめて少なかったのです。もともと日本には、信教の自由、政教分離という考え方がなかった。だからこんな政府の横暴が簡単にまかり通ってしまったのです。

終戦後、GHQがやってくると、当たり前前のことですが、神道は宗教でないなどという詭弁は通用しなくなりました。そうなるに当然、国家と神道は分離しなければならず、神道はこれまでの数々の特権を剥奪されて、日本に数ある宗教のワン・オブ・ゼムにすぎなくなりました。さらにこうした場合に「信教の自由」を明記し、国家が特定の宗教を支持したり、税金をそのために支出したりしてはいけないと規定した。これです。西欧並みの政教分離の原則が憲法に盛り込まれたのですが、なにしろ外国から教えてもらったわけですから、日本人にはこれがなかなかピンとこない。

宗教というのは本来、一人ひとりの人間

の信仰心をとらえて信者を大同団結させ、社会の大きなうねりとなるはずですが、日本では民衆レベルでの大きな宗教上の運動は生まれなかった。だから日本では、宗教の社会的地位が低いのです。むしろ宗教と言えば、世間一般の常識として、怪しげだったり、おどろおどろしかったり、うさん臭かったり、ハマると怖いものだったりする。これは信長以来の日本の支配者たちがつけてきた宗教封じ込め政策の反映にはなりません。

憲法にいう 政教分離の根本原則とは？

憲法上の「信教の自由」(※編集部注)の規定について、創価学会が主張していることは、間違っているとは思いません。憲法とはそもそも、政府はこういう方針で国家を運営してほしい、さもなければ政府を政府として認めないぞという国民からの最低限の要求であって、これに縛られるのは国民ではなく政府自身なのです。

国民は憲法によって政府をコントロールしています。だから、特定の宗教に関わっ

てはいけないという禁止事項は政府に当てはまります。具体的に言えば、政府が国家予算の一部をある特定の教団や宗教団体に支出するといったことはできません。

これに対して国民は、当然のことながら信教の自由を保障されており、教会や宗教団体を設立する自由があります。この権利は国家によって制限されない。これが、憲法にいう政教分離の根本原則なのです。

問題なのは、それでは宗教団体が政治活動をしていいのかどうかという点です。宗教団体は国家から一定の保護を受けています。簡単に言えば、税金をまけてもらっている。国民の信教の自由を保障するという観点から、なるべく自由に宗教活動を行なえるように、国家が援助しているのです。

ただ、これは、あくまで宗教活動をするからこそ認められた特権です。たとえば、仏教を解説するパンフレットを作った。そうしたらよく売れて、儲かった。これが許されるのかと言えば、宗教活動の一部としてなら許されます。

しかし程度というものがあります。宗教と関係ない漫画もついでに出版したら、そ

れが売れて何十億、何百億と儲かった。こうなるともう出版事業であって、宗教団体の域をはるかに越えています。出版社は世俗の団体だから当然税金がかかるし、宗教団体としての保護は受けられない。保護を受けたいのなら、活動を宗教の範囲にとどめておくべきです。

宗教法人が幼稚園を作ったり、駐車場を経営したりしてもいいのですが、ただそれは、宗教活動の枠内でやっているというところが、宗教団体自身にも第三者にも明確でないといえず。これが、宗教団体として国家の保護を受けるための原則です。

ですから、政教分離が成り立つためには、宗教団体とそうでない団体の性格がはっきり分かれていなくてはなりません。もし、それを分けたくないと言うのであれば、宗教団体としての保護をあきらめるべきです。

それならば、宗教団体が政党を兼ねることはできません。これはできません。宗教団体とそれ以外の団体が分離しなくてはならないという原則に引かかれます。

それに、もしその政党が政権を取ったら、他の人びとの信教の自由を侵す可能性があ

ります。だから当然、現憲法下では認められません。

では、宗教団体と政治、宗教団体と政党の関係はどうあるべきか。それは原則として、投票を通じた関係に限られます。投票権(参政権)というのは、国民一人ひとりの自由な権利だから、何びとといえどもこれを奪うことはできない。完全な個人の権利です。だから、ある信仰を持っている人たちがその信仰上の理由によって、ある候補者のほうが好ましいと相談して投票することもできます。ここまでは創価学会が主張している通りで、間違いはありません。

※編集部注・日本国憲法には、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」(憲法二〇条一項前段)と明記されているが、さらに四つのことが規定されている。

①「いかなる宗教団体も、国から特権を受けてはならない。」(憲法二〇条一項後段)

②「いかなる宗教団体も、政治上の権力を行使してはならない。」(憲法二〇条一項後段)

③「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式、又は行事に参加することを強制されない。」(憲法二

④「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」(憲法二〇条三項)

学会は、財務を会員の前に公開する義務がある

では、実態はどうでしょうか。宗教団体が選挙の際、特定の候補や政党の支持を表明することはどの宗教団体でもやっていることで、それ自体は違法とは言えません。

しかし、宗教団体が政治献金をしていただろうでしょうか。創価学会は公明党にお金は一銭も渡していないと言っていますが、それは、お金を渡すことは間違いだと思っ

ているから渡していないのか。それとも、マスコミが騒ぐと困るから渡していないと言っているだけなのか。そんな疑問が生ずるのも、学会が財務を公開していないからです。宗教団体が集めたお金を宗教活動以外の目的に使うとしたら、それはルール違反になる。政治活動で使うお金は、最初から政党が責任をもって、宗教団体のメンバー一人ひとりから集める

二人の有力な候補者が争うことになり、まさにタツチの差で当落が決まる。ここでまとまった組織票が動くなら、当落のキャスティングボードを握ることができま

す。選挙区でまとまった票を動かせる組織という、共産党と創価学会しかありません。このうち、共産党は、保守二党のどちらにもつかない第三勢力ですから脅威ではない。その影響力を考慮に入れなければならないのは、創価学会だけなのです。

そこで、新進党の小沢一郎氏は、創価学会を敵に回してはたいへんだ、なんとか味方につけようという作戦に出ました。

そうなるに当然、自民党側でも、創価学会が敵に回らないように懐柔を計ります。それが効を奏して、公明党は地方組織を分離して温存することになりました。そして学会は場合によっては自民党の立てた候補者を支持するかもしれないと言いはじめました。反学会勢力はそれに力を得て、学会批判キャンペーンを仕掛けて学会全体の組織力を減退させるという作戦をとっています。

創価学会は、選挙区の有権者の5%前後

べきなのです。そして、そのお金は当然、宗教法人としての保護を受けず政治資金としての扱いを受けるべきです。また、お金が渡っていても、学会の人びとが号令一下、無料で動員されるのだとしたら、それも問題です。ちゃんと日当を払うべきで、そうでなければ日当にあたる金額が政党に渡っているのと同じことになり、党員にのボランティアで活動したい人は、党員になるべきです。

また財務を仏教の論理から考えると、在家の人たちの出した金品はサンガ(僧伽)に渡って初めてお布施になります。お布施となつて初めて功德となり、果報を生じる。サンガに渡らなければお布施でないから功德にもならない。学会は在家信徒の集まりで、サンガ(宗門)ではありませんから、学会にお金を渡しただけではダメということ

です。そこで学会は、会員から集めたお金がどう使われたのか、その使途を一円残らず会員の前に明らかにする義務があると思えます。これが明らかになって初めて、会員から集まったお金が生きているというものです。

の組織票を動かせるのですが、このことは民主主義にとって果たして良いことなのでしょうか。

デモクラシーの国・アメリカにも、さまざまな圧力団体があります。ただし、それらはすべてマイノリティだと考えてもいい。さまざまな国から来た移民の寄り合い所帯だから、めいめいが固有の文化、考え方を主張すれば、どのグループも必然的に少数派になってしまいます。そこで、多数派を形成するために、互いに妥協に妥協を重ねていくのです。

どの圧力団体も、初めはフリーハンドですが、自分たちの政策を候補者にアピールし、その政策をより高く評価してくれた候補者の支持母体になります。要するに日和見主義なのですが、自分たちの主義主張に近いほうの候補者を支持するわけだから、団体のトップは末端の人びとにその理由を説明できます。たとえば、反原発グループがあったとして、A候補者は新規の原発凍結すると言ったが、B候補者は既存の原発廃棄を打ち出した。我々にとってはB候補者のほうが望ましい、こういうふうに説

政教分離を言うなら、少なくともそれをやる必要がある。

もし、このお金の一部がある政党に渡り、なんらかの政治工作資金になってしまったとしたら、宗教上の論理から言ってもこれはお布施ではない。また憲法上からいっても、宗教法人としての保護を受ける資格が疑われてきます。ですから、学会はこのことについてきちんと答えるべきだと思います。

学会バッシングの背景と学会の政治参加のあり方

なぜ創価学会バッシングが起こるのか。四月会結成に象徴されるように、現在また創価学会批判が吹き荒れているのはなぜでしょうか。この理由は単純で、政治の力学からみると当たり前のことです。

今回の選挙制度改革は、保守/革新の対立構図を作ってきた五五年体制からの脱却を目的としています。今はそこから、保守二党体制への移行期に当たる。それに伴って起こりうる問題なのです。

具体的に説明しましょう。各選挙区では、

明して、はっきりコンセンサスを取りつけることができま

す。ところが創価学会の場合、そこがはっきりしない。今までは公明党という、学会が支持母体になっていた党がありました。この党は学会の政治部のような存在だったから、話は簡単だった。公明党に投票すればすんだのですが、これからはそうはいきません。自民党に投票しなくてはならないことにでもなったら、これは説明がつかない事態です。仕方がないので今、学会の地方支部では、候補者は人物本位で選ぶなんて言っているようですが、そんなこと言うくらいなら、まったく個人の選択に任せた自由投票にすればいいのです。

学会の組織票が固まって行動するのであれば、そこには政策が必要になります。特定の政策体系を持ったら、それは政党になつてしまい、宗教団体としての学会の枠をはみ出してしまふ。ここに矛盾があります。この矛盾を解消するにはどうしたらいいかというと、公明が政党としての実体を持つて、きちんとした政策体系を作ることしかありません。そしてあくまでも自前で市町

村レベルの候補者を立てるべきです。ただ、国政レベルの選挙となると当選は難しいでしょう。そこで、この政策体系を守ってくられるのは新進党だろうか、自民党かあるいは別の新党だろうかとケース・バイ・ケースで考える。そして学会員としてでなく、公明の党員としての資格で投票する。学会員は、宗教活動のほかに、公明の党員としてふだんから政策の勉強をきちんとしておかなければなりません。

しかし、実際の創価学会の活動を見てみると、どうもそうじゃないらしい。日頃は宗教活動に専念しているのに、選挙になると突然強力な集票マシンと化す。それだけの選挙区で、十票単位まで票が読めるような現状は、はっきり言って民主主義に少しもプラスにならないのです。投票の原則はあくまで、有権者一人ひとりが独自の判断で投票すること。この点が保証されてこそ民意が正しく反映されるのです。

自主投票をするうえで、誰かの意見を参考にするということなら、別にかまわないと思います。また、公明であれ新進党であれ、党員としての資格で政策論議したうえ

る。世俗の法律以上に厳しい戒律を守る人びとの自律した集団であるからこそ、自治を認められているのです。

サンガのルールは、比丘たち一人ひとりのための戒律(具足戒)と、サンガの運営規則の二つからなります。具足戒は、私有財産や殺生を禁じていますから、窃盗や傷害事件は起きない仕組みになっています。一方、サンガの運営規則は、和合(全員一致の合意)が基本です。修行は自発的に行なうものですから、強制は一切ありません。たとえば、戒律に違反してしまった場合も、集会のときに自己申告するのが原則で、罰も自分で自分に課します。こういう具合なので、サンガの内部で、世俗の法律に反する犯罪やスキャンダルが発生する余地はありません。

オウム教の教団も出家者の私有財産を認めないなど、戒律は似ているようですが、組織原理はまったく違います。麻原氏は人びとを最終解脱に導くため、「信仰上の独裁者」になると言っている。修行のランクがそのまま教団のヒエラルキーになり、指揮命令系統になる。和合でなしに服従が、集

て集票するのなら民主主義の枠内です。つまり、創価学会の会員が同時に、平素から公明の党員、あるいは新進党の党員になって政治活動するというスタンスをはっきりさせてこそ、政教分離の原則と合致することになるのです。

「宗教の自由」にも社会的な限度があるか?

最後に、地下鉄サリン事件以来、疑惑の渦中にあるオウム真理教のケースについても、考えてみましょう。

オウム真理教は、仏教系の新興宗教のひとつで、その点は創価学会と同じです。ただし仏教系といっても、ヒマラヤで修行し日本人でただ一人最終解脱を果たしたという麻原彰晃氏を教祖と仰ぐわけですから、昔から日本にあった天台宗、浄土真宗、日蓮宗などの宗教とは関係ありません。「原始仏教系」とでも言うべき、新しい教団です。オウム真理教の疑惑をひと口で言うと、彼らが組織をあげて日本の法律(世俗法)を侵す行動をとったのかどうか、これにつきまます。教団の一員として行動することが、

団の運営規則の基本になっています。仏教の原則とは正反対です。

こういう官僚型の組織では、上位にある人間が、世俗法を破ってもよいと考え、それを命令した場合、ほかの人びとはそれに従うほかになく、教団組織がそのまま犯罪結社に転化してしまします。犯罪結社といつても、法を侵すこと自体を目的とする暴力団とは違って、宗教上の目的のためにたまたま法を侵すだけなのですが、結果から見れば反社会的であることに変わりはありません。

では、宗教上の理由から、法律を破ることを常習にする教団が現れた場合、どうしたらいいでしょう?

原則を言えば、宗教の自由(そして思想信条の自由や結社の自由)は、民主主義の憲法の根幹をなすもので、こうした教団にも適用される。例外は許されません。法律を破ってもよいという信仰や思想が現れても、それを頭の中で考えたり、人に話したり、出版したりしているだけなら、まったく自由です。宗教法人としての保護を受けることもできます。教団メンバーの具体的

必然的に刑法その他に違反する構造になっているかどうかが問題なのです。

宗教はその本質から言って、世俗の価値(一般の人びとが信じている価値)よりも宗教的な価値を上位に置きますから、法律と宗教上の要請とが矛盾すれば、宗教上の要請のほうが取ろうとする。その意味で、「反社会的」となる潜在性があります。状況がどうであろうと、あくまでも宗教的な価値を追求できることが宗教の理想です。

では、実際にはどうか? ユダヤ教やイスラム教、キリスト教では、社会と宗教が矛盾した場合、社会のほうを宗教に合わせて改造します。日本人にはこの発想がありません。日本人は、宗教のほうを社会に合わせるべきだと思っています。

一方、仏教は出家主義をとっており、出家者の行動も世俗の法律と矛盾しないように工夫されています。

原始仏教のサンガ(出家した比丘たちの集団)は、世俗社会と隔離された別世界です。サンガでは、世俗の法律は適用されません。治外法権ですけれども、指名手配されている犯人は出家させないといったルールもある行為が法律に違反したら、それらの行為を取り締まることができないのです。

宗教法人法には解散の規定がありますが、犯罪が組織ぐるみできわめて悪質な場合、教団の解散を命ずることもできます。でもそれは、教団の法人格を認めなくなるというだけで、信者が信仰を維持し、集団で活動を続けることは止められません。

反社会的な教団が現れたら、解散させればよいとすぐ考えてしまうのは短絡です。少々奇妙であっても、そうした教団の信仰の自由を守ることは、我々すべての利益でもあるのです。今回のオウム真理教への警察の対応を見ると、農地法違反とか無許可でヨガ道場を開いたとか、ささいな法律違反を根拠に強制捜査をしたりと信者を別件逮捕したりしていますが、違法すればのやり方です。捜査が違法であれば、有罪が立証できなくなる恐れもあります。信仰や教団そのものではなしに、彼らの行為を裁くことができるだけであることを忘れるべきではありません。